（様式３）

令和　　年　　月　　日

一般社団法人館林アーバンデザイン

代表理事　様

申請者　　住　　所

法 人 名

代表者名

調整池利活用に向けた調査　誓約書

弊社は、提案書を提出するにあたり、下記のいずれにも該当していないことを誓約します。

記

1. 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者。
2. 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者。
3. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制の下にある法人等。
4. 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状態が不健全であると判断される者。
5. 館林市における不動産の売払い又は貸し付けに係る契約手続において次の事項のいずれかに該当すると認められるときから２年を経過しない者。
   * 館林市から指名停止措置を受けているとき。
   * 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
   * 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。
   * 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。
   * 落札したにもかかわらず正当な理由がなく契約を締結しなかったとき。
6. 禁固刑以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者に該当する役員がいる団体。
7. 国税（法人税及び消費税（地方消費税を含む）をいう。）及び地方税について未納の税額がある者。
8. 借り受けた土地を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号)第２条第２号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者。